

平成29年12月20日

沼田市長 横山公一様

沼田市市民構想会議  
会長 木村敬史

『沼田市公共施設等総合管理計画』の推進に係る意見について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また、沼田市においても、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されており、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的視点から、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

このため、沼田市では公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進めるため、平成29年3月に「沼田市公共施設等総合管理計画」を策定しており、この計画では今後40年間で既存公共施設の40%を削減することを目標としています。

しかしながら、市民生活と密接な関係にある公共施設の必要性の有無等を判断することは決して容易なことではないことから、本計画の推進にあたっては地域住民との対話が不可欠であるとともに、様々な視点から検討を重ねて今後の方向性を決定していく必要があるほか、取り組みの成果を出来るだけ早い時期に享受できるよう、年次目標を設定した上で、できるだけ速やかに取り組みを進める必要があります。

ついては、貴職からの依頼により沼田市市民構想会議において「沼田市公共施設等総合管理計画」の推進にあたって配慮すべきことなどについて議論を行い、その結果を本意見書としてまとめましたので、今後、計画の推進にあたっては、これらの意見を踏まえた検討が為されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

## 1. 市民文化系施設

### (1) 集会・文化施設（58施設）

集会所は住民生活に密接な施設であるため、地元との話し合いを十分に重ねた上で今後の方向性を判断していくべき施設である。

#### 【主な意見】

- ① 集会所については地元には分からない実情があり、利用率や稼働率、近隣に類似施設の有無などの理由で単純に必要性を押し量れるものではない。また、災害時の避難所の機能も担っていることを踏まえると立地の安全性や避難経路など総合的に判断して行く必要がある。
- ② 基本方針として地元への譲渡が示されているが、地域コミュニティに集会所を譲渡する場合の手続きや課税対応等については行政のサポートが必要である。

## 2. 社会教育系施設

### (1) 図書館（1施設）

知の拠点として維持管理経費の節減に努めながら、今後も継続して維持していくべき施設である。

### (2) 博物館等（8施設）

歴史的建造物については、そのまま残して未来への財産として活用すべきである。また、沼田公園内にある歴史的建造物は上之町地内へ移設することが市の方針として決定されており、その方針に基づき取り組みを進めて行くべき施設である。

## 3. スポーツ・レクリエーション系施設

### (1) スポーツ施設（34施設）

地元住民と協議しながら、基本的には稼働日数、利用者数、老朽化の状況（建築年数）により今後の方向性を判断していく施設であるが、当該施設をスポーツ施設として捉えるか、健康増進施設として捉えるのかにより、その

方向性が大きく異なるほか、これらの施設を介したコミュニティ（公共圏）の有無についても慎重に確認しながら取り組みを進めていく必要がある。

**【主な意見】**

- ① 稼働日数、利用者数、築年数を含めて総体的なところで検討する必要がある。また、利用率については当該地域の人口に配慮した利用率を考える必要がある。
- ② 必要性があり、可能なものは民営化についても検討すべきである。
- ③ 白沢町の武道館は全国大会を実施したこともある施設であるが、公共施設の4割を減らそうという流れの中で、沼田公園内の沼小記念講堂体育館、沼田武道場を壊して別の場所に新たに武道場を建設するという考え方は、本計画と相反するもので理解できるものではない。
- ④ 白沢町では各地区にトレーニングセンターが設置されていて、町外の住民から見ると面積的にも町に1～2ヵ所設置されていれば良いように感じられる。
- ⑤ 白沢町内のトレーニングセンターは主にお年寄りが利用していて健康増進の観点からも単純に廃止ということにはならないと思うので、地元へ譲渡して市の負担を軽減するなど、住民と意見交換する中で様々な考えが出されると思うので、そこでの意見を踏まえて方針を決定すべきである。

**(2) レクリエーション施設・観光施設（20施設）**

公共施設は何が何でも縮小ということではなくて、こちらは力を入れるべき分野である。観光は沼田市の重要な産業であることから、既存の観光施設については積極的に活用することを検討するとともに、見直しということであれば、寧ろ整備を進めて全国的な認知を高める取り組みを行うべきである。

**【主な意見】**

- ① レクリエーション施設・観光施設については減らすよりも、集客のためにもっと活用すべきである。
- ② 市外からの来訪者の立場に立ったサイン（看板）計画が不十分で豊富な観光資源を活用できていない。

## 4. 学校教育系施設

### (1) 学校（21施設）

学校については、教育委員会で検討している統廃合計画等との整合性を図りながら取り組みを進めて行くべき施設である。

#### 【主な意見】

- ① 児童・生徒数が減少していて、学校だけこのままで良いということにはならない。
- ② 判断は難しいが、公共施設における学校の構成比は37%と高く、今後も人口が減少していく中では、学校施設にも踏み込んでいく必要がある。
- ③ 統廃合の検討とあわせてスクールバスの運用についても検討していく必要がある。

### (2) その他教育施設（3施設）

沼田給食センター、白沢調理場、利根調理場については1つに統合することが既に決定していることから、この計画に沿って取り組むべき施設である。

#### 【主な意見】

- ① 沼田給食センターで全体の8割以上の給食を作っていて、白沢調理場と利根調理場は施設が老朽化しているということであれば、敢えて新築しなくとも沼田給食センターに機能を集約する、あるいは拡張整備することで対応できるのではないか。

## 5. 子育て支援施設

### (1) 幼稚園・保育園（13施設）

幼稚園と保育園については既に市から方針が示されていることから、その方針に沿った形で取り組みを進めていくべき施設である。

#### 【主な意見】

- ① 幼稚園については、認定子ども園や保育園へ移行させるなどの働く女性に優しい仕組みを考えてはどうか。

## (2) 児童施設（6施設）

必要性の高い施設であり維持管理経費の節減に努めながら今後も維持していくべき施設である。

### 【主な意見】

- ① 必要性が高い施設であることから現状のまま維持していくことで良いと考えられる。
- ② 働く女性に優しい地域を目指すのであれば減らすのではなく、寧ろ積極的に整備していくべき施設である。

## 6. 保健・福祉施設

### (1) 高齢福祉・障害福祉・保健・その他社会福祉施設（9施設）

必要性の高い施設であり維持管理経費の節減に努めながら今後も維持していくべき施設である。

## 7. 行政系施設

### (1) 庁舎等（5施設）

本庁舎と都市整備事務所についてはテラス沼田への移転が決定していることから、その方針に基づいた取り組みを進めるべき施設である。

また、新耐震基準で建築されている白沢支所は今後の利活用について検討する必要があるほか、利根支所は継続して使用するためには耐震化が必要であるため、今後の方向性について検討する必要がある。

### (2) 消防施設（54施設）

必要性の高い施設であるため、消防団組織の見直しを行いながら順次整備を進めて行くべき施設である。

### 【主な意見】

- ① 施設の必要性が高いことは理解できるが、今後も人口が減少していく中では消防団組織の見直しとあわせて、施設の統廃合を検討していく必要がある。
- ② 自然災害が各地で発生しており、大規模災害発生時に確実かつ迅速に救

助・捜索活動ができるのは地元の消防団だけなので、そうしたことも考慮した上で今後の方向性を判断していくべきである。

### (3) その他行政系施設（2施設）

グリーンベル21（テラス沼田）については庁舎移転が決定しており、市が決定した方針に基づいて取り組みを進めるべき施設である。

また、利根町若者定住センターは、利根支所の今後の方向性に準じて検討を進めるべき施設である。

## 8. 公営住宅

### (1) 公営住宅（23施設）

市が策定した計画に基づき取り組みを進めるべき施設である。

## 9. 公園

### (1) 公園（23施設）

公園については災害時の避難場所の機能を担っていることから維持管理経費を節減しながら今後も維持していく必要がある。

## 10. 供給処理施設

### (1) 供給処理施設（22施設）

人が住み続けられる環境を維持するためには、道路や上下水道などの生活インフラは継続的に維持していく必要があるが、将来的にコンパクトシティを目指して社会資本をどうするという事になったときには踏み込んで検討しなければならない施設である。特に水道施設の老朽化が進んでいるので総合的な視点で今後どうしていくのか考えて行く必要がある。また、こうしたライフラインの有無が居住区域の線引きともなるので、長期的な展望に立って現段階から今後どうするのか検討しておく必要がある。

## 1 1 . その他

### (1) その他 (39施設)

主には市が所有している倉庫等なので、必要性を見極めながら今後の方向性を検討していくべき施設である。

#### 【主な意見】

- ① 市民ふれあい農園などは市が運営すべき施設なのか疑問を感じる。
- ② 郷土に縁（ゆかり）のある偉人の資料展示場として公共施設の有効活用を検討してはどうか。

## 1 2 . 全体に係る意見

#### 〔主な意見〕

- ① 40年間の長期計画であるが、取り組みの成果を出来るだけ早い時期に享受できるように、年次目標を設定した上で、できるだけ速やかに取り組みを進める必要がある。
- ② 市民アンケートの総論賛成・各論反対の結果にあるように、市民としても積極的に賛同できる内容ではないので、住民からしっかりと意見聴取することは重要であるが、年次目標や取組方針（案）を市から示すなど、ある程度は行政主導で行わないと着実な推進が難しいと考えられる。
- ③ 公共施設等総合管理計画の推進にあたっては市民サービスを低下させることがないように十分配慮するとともに、単純に施設を縮減するのではなく“量”から“質”へ転換する意識をもって取り組みを進めて行くことが重要である。
- ④ 利用率や稼働率などを参考にした検討を基本としつつも、地元の利便性などに配慮しながら地元との話し合いにより進めていく必要がある。
- ⑤ 今後も継続して使用する公共施設については、新技術の開発状況を注視しながら、より安価に更新できるよう他の地方公共団体と共同して研究を進めることが重要である。
- ⑥ 公共施設を拠点とした”公共圏“が形成されていることも考えられるので、当該施設を拠点とした公共圏の有無についても慎重に確認していく必要がある。

# 添付資料

○沼田市市民構想会議委員名簿	.....	7
○沼田市市民構想会議設置要綱	.....	8
○沼田市市民構想会議の検討経過	.....	10

## 沼田市市民構想会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属団体名	備考
1	鈴木 務	沼田市区長会	
2	柳 精一	沼田市区長会白沢支部	
3	金子 一弥	沼田市区長会利根支部	
4	桑原 幸夫	沼田市老人クラブ連合会	
5	小林 昭紀	子ども・子育て会議	
6	木村 敬史	沼田市社会福祉協議会	会長
7	金井 竹徳	沼田市文化協会	
8	戸部 博	沼田市体育協会	
9	野村 留美	沼田市小中学校PTA連合会	
10	吉野 君枝	国際ソロプチミスト利根ぬまた	副会長
11	塩野 昌彦	沼田青年会議所	
12	林 康夫	利根沼田農業協同組合	
13	平井 克明	沼田商工会議所青年部	
14	小林 好	沼田市東部商工会	
15	堤 美也子	沼田市物産振興会 若手の会	
16	西田 俊太郎	沼田市観光協会	
17	金子 充	利根町観光協会	
18	吉野 昇	利根沼田森林組合	
19	大塚 喜男	群馬銀行	
20	峯川 卓美	利根郡信用金庫	
21	高木 一雄	連合群馬北毛地域協議会沼田分会	
22	角田 郁夫	公募委員	
23	沼田 康子	公募委員	
24	佐山 春樹	公募委員	
25	相澤 宗利	公募委員	

※	篠田 暢之	市民構想会議アドバイザー	アドバイザー
---	-------	--------------	--------

## 沼田市市民構想会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来のまちづくりに対する意見を幅広い層の市民から伺い、市政に反映するため設置する沼田市市民構想会議（以下「構想会議」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 構想会議は、将来のまちづくりに関し、市長から依頼された事項又は市民から提案された事項について議論し、市長に対し報告するものとする。

2 構想会議は、将来のまちづくりに関し必要と認められる事項について議論し、市長に対し提案するものとする。

### (構想会議の構成)

第3条 構想会議は、概ね30人の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の規定により委嘱された委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

### (構想会議の会長及び副会長)

第5条 構想会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、構想会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構想会議の会議)

第6条 構想会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、協議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委員会)

第7条 特定の事項を調査研究するため、構想会議に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、構想会議委員及び協議事案を提案した市民をもって構成する。
- 3 協議事案を提案した市民の任期は、委員会での協議が終了するまでの期間とする。
- 4 前2条の規定は、委員会について準用する。

(庶務)

第8条 構想会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 平成 29 年度 沼田市市民構想会議の検討経過

回	期日	検 討 事 項	備 考
1	6 月 27 日	(1) 本市の現状について (2) 市民構想会議の運営について (3) その他	
2	7 月 12 日	(1) 沼田市公共施設等総合管理計画の実施に向け 今後の進め方について (2) その他	
3	8 月 29 日	(1) 沼田市公共施設等総合管理計画の実施に向け 今後の進め方について (2) その他	
4	10 月 19 日	(1) 『沼田市公共施設等総合管理計画』の推進に 係る意見について（案） (2) 『共創と協働によるまちづくり』に係る提言に ついて（市政への反映状況等） (3) 地方創生加速化交付金の効果検証について (4) 沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果 検証について (5) その他	
5	11 月 14 日	(1) 『沼田市公共施設等総合管理計画』の推進に 係る意見について（案） (2) 沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果 検証について (3) その他	